

# 生活情報 掲示板

定員のある行事について特に記載のない場合、原則として申し込み先着順です

## 家電リサイクル指定引取場所が共有化されました

家電リサイクル及家電4品目の指定引取場所は、家電メーカーによりAグループ・Bグループに分かれていましたが、10月1日から共有化され、全国全ての指定引取場所です。全メーカーの家電4品目の引き取りが可能となりました。

## ●市内の指定引取場所の変更

市内の指定引取場所は、丸総三原と日本通運三原支店の2か所でしたが、10月1日から日本通運三原支店(古浜三丁目)の1か所のみになりました。

問い合わせ先 環境管理課  
(☎0848⑧1210)

## 私立保育所の園庭開放 園庭でみんなと一緒に遊ぼう

とき 16日(月)～20日(金)  
ところ 次の各私立保育所  
対象 0歳～就学前の子ども  
※園庭開放の時間などは、各保育所に問い合わせてください。

問い合わせ先 聖心保育園  
(☎0848⑧6200)、  
愛光園保育所(☎0848⑧5624)、  
紅梅保育所

お知らせ

(☎0848⑧7039)、  
桂香保育所(☎0848⑧6711)、さくら保育園  
(☎0848⑧2412)、  
あさかぜ保育園(☎0848⑧99188)、  
さんさん



## 女性の人権ホットライン

男女差別やDVなど女性をめぐる人権問題を解決に導くための専用電話相談です。

相談時間 月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時15分

※全国一斉強化週間のため、15日(日)～21日(土)は、次のとおり相談時間を延長します。

◆15日(日)・21日(土)10時～17時  
◆16日(月)～20日(金)8時30分～19時

問い合わせ先 人権推進課  
(☎0848⑧6044)

## 多重債務者の無料相談会

弁護士や司法書士による債務整理などの無料相談会を開

催します。

## ●電話相談

とき 27日(金)・28日(土)10時～16時

ところ 広島司法書士会館

☎082・2224・5844

## ●面接相談

とき 29日(日)10時～16時

ところ 中央公民館

定員 18人(申し込み先着順)

※保健師や臨床心理士などが精神面の相談にも応じます。

申し込み 27日(金)までに商工振興課(☎0848⑧6072)へ

※消費生活センター(市役所本庁5階☎0848⑧6410)では、消費生活相談員が

随時、多重債務の相談に応じています。

## 広島県最低賃金が変わりました

10月8日から、時間額692円に変わりました。

問い合わせ先 広島労働局賃金室(☎082・221・9244)、三原労働基準監督署(☎0848⑧3939)

## 年末調整説明会

とき 17日(火)・18日(水)13時30分～15時20分

ところ リージョンプラザ  
内容 税務署職員による平成

21年分の年末調整説明会

対象 市内の源泉徴収義務者

問い合わせ先 三原税務署  
(☎0848⑧3131)

## 裁判員制度2年目にむけて 三原市210人が名簿登録

毎年、選挙権がある人の中から、裁判所ごとに翌年の裁判員候補者名簿が作られます。来年分の名簿に、市から210人が登録されました。

裁判所から通知が届きます

今月、名簿に登録された人に、封書で名簿記載通知が届きます。ただし、この段階ですぐに裁判所へ行く必要はありません。また、登録されたすべての人が裁判員になるわけではありません。同封の調査票を返送し、辞退が認められる場合は、裁判所に呼ばれることはありません。

## 今後の流れ

名簿の中から事件ごとくじで候補者が選ばれ、裁判所で選任手続きが行われます。最終的に事件ごとに6人の裁判員が選ばれます。

問い合わせ先 広島地方裁判所総務課☎082・2228・0421、  
広島地方裁判所尾道支部(☎0848⑧25285)

## 高齢者の世帯状況調査・災害時の要援護者登録調査のお願い

高齢者の世帯状況調査・災害時の要援護者登録調査のため、今月から民生委員が高齢者の世帯を訪問します。調査に協力をお願いします。

災害時の要援護者登録調査で、昨年度登録をせず、今回登録を希望する人は、高齢者福祉課または担当の民生委員へ連絡してください。

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848⑧6055FAX0848⑧2130)

## 古い電話帳の回収に協力を

NTTでは、今月から新しい電話帳を届けます。古い電話帳は、新たに電話帳を作るため再利用します。配達時に回収しますので渡してください。不在の場合は、別途回収しますので、連絡してください。  
問い合わせ先 タウンページセンタ(☎0120・506・309)

# くらしの無料相談窓口

- みはら一日若者しごと館 23日を除く毎週月曜日 12時～17時(予約・問い合わせは青少年女性課☎0848④9234)
- 人権相談 12日(木) 10時～15時(人権推進課☎0848⑦6044)
- 女性相談 3日・23日を除く毎週月・火・木曜日 9時～16時(☎0848⑥10122)
- 児童相談 23日を除く毎週月・水・金曜日(25日は要予約) 9時～16時(☎0848⑥10121)  
(いずれも社会福祉課☎0848⑦6060)
- 心配ごと相談所 3日を除く第1～4の火・金曜日 13時～16時
- 不動産相談 12日(木)・26日(木) 13時～16時
- 療育・教育相談 2日(月) 10時～15時
- 戦没者遺族相談 5日(木)・19日(木) 13時～16時
- 難病相談 18日(水) 13時～16時
- 行政相談 20日(金) 13時～16時
- 成年後見専門相談 12日(木) 14時～16時(要予約☎0848③3319)  
(いずれも社会福祉協議会☎0848③0570)

ところ サン・シープラザ

- 本郷地域センター心配ごと相談 第1～4の水曜日 13時～16時(本郷福祉センター内☎0848⑥3607)
- 久井地域センター心配ごと相談 4日(水)・18日(水) 9時～12時(久井保健福祉センター内☎0847③7101)
- 大和地域センター心配ごと相談 20日(金) 9時～12時(大和人権文化センター内☎0847③1308)、6日(金)・13日(金)・27日(金) 9時～12時(大和保健福祉センター内☎0847④1214)
- 学校生活・勉強などの悩みについての相談 三原ふれあい相談 3日・23日を除く月～土曜日 9時～18時(土曜日は8時30分～17時30分)(リージョンプラザ内☎0848④7201)
- 児童虐待通告窓口(子育て支援課☎0848⑦6088)
- 県生活センター(電話相談) 3日・23日を除く月～金曜日 9時～12時、13時～16時
- 消費生活相談(☎082-223-6111)
- 県民・交通事故相談(☎082-223-8811)
- 暴力相談(電話相談) 3日・23日を除く月～金曜日 8時30分～17時
- 暴力追放広島県民会議(☎082-228-5050)
- 県介護予防研修相談センター(電話相談) 3日・23日を除く月～金曜日 9時～16時30分
- 認知症・高齢者の権利擁護相談(☎082-254-3434)
- 高齢者の福祉用具・住宅改修相談(☎082-254-1166)
- 弁護士法律相談 尾道地区弁護士会 11日(水)・25日(水)(いずれも要予約 収入による利用条件があります。予約方法は直接弁護士会☎0848②4237へ)
- 三原市無料法律相談 20日(金)リージョンプラザ南館、27日(金)本郷支所(いずれも要予約 2日(月)8時30分から受け付け 市民生活課☎0848⑦6178)
- 司法書士法律相談(電話相談) 3日・23日を除く月～金曜日 12時～15時 広島相談センター(☎082-511-7196)
- 法テラス広島(法的トラブルの解決法・窓口の案内) 3日・23日を除く月～金曜日 9時～17時 広島地方事務所(☎0503383-5485)

相談日変更の場合などがあります。事前に確認してください。



## 航空機の騒音測定結果

2009年9月

所管	調査地点		WECPNL (月間値)
空港対策	正広局	本郷町善入寺正広	61.5
環境保全	本郷局	本郷町船木川西上	65.0

広島空港周辺航空機騒音測定(常設置局)9月分の結果通知が、県空港振興課からありましたので、お知らせします。

### 市有地を売ります

- ①明神二丁目・四丁目、田野浦二丁目明神土地区画整理地内) 6区画
- 区画面積 202.88㎡
- 売却区画 354㎡
- ②宮浦六丁目(宮浦土地区画整理地内) 2区画
- 区画面積 175.39㎡
- 売却区画 189.67㎡
- ③糸崎三丁目(第二中学校跡分譲地) 5区画

- 区画面積 190.35㎡
- 287.39㎡
- ④大和町和木和木団地) 5区画
- 区画面積 223.61㎡
- 353.60㎡

### 税を考える週間 税理士一日無料相談会

- とき 14日(土)10時～16時
- ところ ジャスコ三原店城町二丁目

### 交通遺児等貸し付け、介護料の支給

- 【交通遺児等育成資金】 自動車事故によって死亡、または重度後遺障害者になった人の子どもに、中学校卒業まで無利子で貸し付けします。
- 【介護料の支給】 自動車事故による重度後遺障害者で介護を必要とする人に支給します。
- 【交通遺児等育成資金】 自動車事故によって死亡、または重度後遺障害者になった人の子どもに、中学校卒業まで無利子で貸し付けします。
- 【介護料の支給】 自動車事故による重度後遺障害者で介護を必要とする人に支給します。



お知らせ